

韓国：意見書提出期間延長に関する審査実務変更について

韓国特許庁は、特許・実用新案審査における意見書提出期間延長に関する規定を改定しました。意見書提出期間は、改定前の実務では原則として 1 ヶ月ごとに無制限に延長でしたが、改定により以下のように変更になりました。

意見提出通知書(拒絶理由通知)発令から最初の 2 ヶ月の意見書提出期間(指定期間)を延長したい場合、4 ヶ月までの延長申請は、申請書の提出のみで自動的に承認されます。即ち、意見提出通知書発令から 6 ヶ月までは、特別な制限なく指定期間を延長することができます。しかし 4 ヶ月を超える延長(超過期間延長)は、所定の超過期間の認定事由がある場合のみ認められることとなりました。出願人は、超過期間延長申請を行うためには、申請書に加えて疎明書を提出する必要があります。更に審査官が超過期間延長申請を承認しなかった場合、延長は認められません。なお、審査官は超過期間の一部期間の延長のみを承認し、残りの期間の延長を不承認とすることもできます。また、担当審査官は超過期間延長申請に関する書類が移送された日から 2 週間以内に延長承認の可否を決定することが規定されています。

自動承認される延長期間満了直前に超過期間延長申請を行った場合、申請が承認されないと出願人は意見書を提出する機会を失うこととなります。この場合は結果的に拒絶決定が下されることとなりますので、このような事態を避けるために超過期間延長申請を行う場合は十分な余裕を持って行うことが望ましい対応となります。また、従来期間延長申請は 1 ヶ月単位で申請書を提出する必要がありましたが、改定により 2 ヶ月以上一括して延長申請を行うことも認められることとなりました。

上記改定後の規定は、2008 年 7 月 1 日付で意見提出通知書(拒絶理由通知)が発令された出願に対して適用されます。

以上